

## 日進市教育委員会定例会（令和6年2月）会議録

### 1. 日時

令和6年2月14日（水曜日）午後2時から午後3時40分まで

### 2. 場所

日進市役所本庁舎4階 第1会議室

### 3. 出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二（教育長）、小林秀一（教育長職務代理者）、伊藤志門、市来ちさ  
武田立史

〔事務局〕

(1)生涯学習部

伊東あゆみ（生涯学習部長）、伊藤泰裕（生涯学習部次長兼学習政策課長）  
與語隆弘（生涯学習部次長兼学び支援課長）  
高柳秀史（学習政策課担当課長）、蟹江砂織（図書館長）

(2)学校教育部

加藤誠（学校教育部長）、大津正仁（学校教育部主任指導主事）  
桃原勇二（学校教育課長）、櫻井正弘（学校給食課長）  
加藤豊司（学校教育課指導主事）

〔書記〕

川田敏章（学習政策課課長補佐兼学習戦略係長）、山田優子（学習政策課主事）

### 4. 欠席者

吉田優香理

### 5. 傍聴の可否及び有無

9人

### 6. 会議録署名者

岩田教育長、伊藤委員、市来委員

### 7. 議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（会議録の承認）

（諸般の報告）

（議事）

議案第3号 日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

- 議案第 4 号 令和 5 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について  
議案第 5 号 令和 6 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について  
議案第 6 号 令和 6 年度儀式等について  
議案第 7 号 学校休業日（令和 6 年度県民の日学校ホリデー）の指定について  
議案第 8 号 日進市教育委員会教育職任期付短時間勤務職員の令和 6 年度採用候補者の決定について

（事務局報告）

【学習政策課】

教育委員会の後援等名義使用等について  
令和 5 年度日進市教育委員会褒賞対象者について  
事業等報告について

【学び支援課】

事業等報告について

【図書館】

事業等報告について

【学校教育課】

事業等報告について

【学校給食課】

事業等報告について

（教育委員会行事予定）

（その他）

（閉会）

## 8. 次回会議日程

定例会

日 時：令和6年3月6日（水曜日）午後2時から

場 所：日進市役所本庁舎4階 第3会議室

## 発言者及び発言内容

### 教育長

ただ今より令和 6 年 2 月定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日は、吉田委員より欠席の届出がありましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 3 項の規定に基づき、委員の過半数の出席がありますので、会議は成立します。本日の会議録署名者は、伊藤委員、市来委員、私です。

会議録調製者は、学習政策課の川田とします。

本日の会議には 9 名の傍聴の申し出がありますが、傍聴についてご異議はございませんか。

（全員異議なし）

それでは傍聴者をお通しくください。

（傍聴者入室）

傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では、次第2、令和6年1月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容に、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは、令和6年1月定例教育委員会の会議録について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、会議録を承認とします。

次に、次第3、諸般の報告です。私から8点報告します。

1月13日、日進市民会館で開催された学生書き初め展・児童画展を鑑賞しました。展示の詳細につきましては、他の教育委員からご報告いただきたいと思います。

1月19日、本市を会場として開催された愛知地区教育委員会連絡会全体連絡会議に出席しました。愛知地区の教育委員が一堂に会するのは4年ぶりでしたが、いじめ対策と不登校支援及び部活動の地域移行に関わる働き方改革をテーマとして、活発な議論と情報交換を行いました。近隣市町の現状を知ることでできる良い機会となりました。

1月22日、長久手市で開催された愛知地区部活動検討委員会に出席しました。各市町の来年度の部活動の活動方針について情報交換を行うとともに、実施方法等の変更点について共通理解を図りました。

1月25日、日進市民会館で開催された日進市伸びゆく子教育作品展を見学しました。展示の詳細につきましては、他の教育委員からご報告いただきたいと思います。

1月26日、名古屋市内で開催された第4回中高一貫教育具体化検討部会に出席しました。部会では、日進高等学校を含む第二次導入校の本格的な検討が始まり、対象校がある地元の教育委員会として、可能な限り生徒たちに寄り添った形での学びの多様化学校を実現できるよう尽力していきたい旨を表明しました。

2月6日、日進市民会館で開催されたいきいきシルバースクール修了式に出席しました。健康寿命を伸ばすことを目的に意欲的に参加されている高齢者の皆様の生き生きとした姿を拝見し、とても心強く感じました。

2月11日、日進市スポーツセンターで開催されたスポ協まつりインドアすぽ一つ体験会を見学しました。秋に開催されたスポ協まつりアウトドアすぽ一つ体験会に引き続き、非常に多くの市民が楽しく参加する様子を拝見し、これからも市民一人一人が様々なスポーツに挑戦し、楽しんでいただければと感じました。

2月13日、能登半島地震被災地支援募金を行った児童生徒代表の活動報告を受けました。児童生徒から被災地への義援金を受け取るとともに、自発的に行われた募金活動の報告を聞きました。報告では、児童生徒の被災地に対する気持ちを感じるとともに、児童生徒たち自身が発生確率の高い南海トラフ地震に対する備えの重要性を再認識しているように感じました。なお、義援金は日本赤十字社愛知県支部を通じて被災地へ送られる予定です。

私からの報告は以上です。各委員から報告があればお願いします。

**委員**

1月11日、尾張旭市で開催された愛日地方教育事務協議会に出席しました。会議では協議事項として7案が提案されました。前回会議の議事録承認ののち、令和6年度の入学式等の儀式日程について報告がありました。続いて同協議会の行事開催予定案、会議開催予定案が提案されました。令和6年度の会議等については、豊明市にて開催される旨の報告がありました。次に、愛日地方教育事務協議会歳入歳出予算案について説明がありましたが、今年度とほぼ同様の予算内容となっていました。また、学校訪問については例年通り実施される予定との説明がありました。説明後、これら議案について採決が行われ、全て承認となりました。

報告、連絡事項については、第3回学校教育推進委員会の内容として令和5年度の今日的課題への対応についての説明があり、コロナ禍以降の行事については精選して実施していくこと、教職員の資質向上のための研修や地域クラブ活動の取組を進めていくこと等の内容が示されました。

その他報告事項では、尾張教育事務所連絡事項として、校務補助員19人の採用、学校ホリデーやラーケーションの運用アンケートについての報告があり、今後も幅広い意見徴収をしていきたいとのことでした。また、学校管理者、教頭等の任用者数、新規採用予定者数等についても報告がありました。

最後に要望や質疑応答の時間があり、各市町の教育長からは、採用試験における教育長推薦の実効性や採用方針への反映、ラーケーション、デジタル推進等について意見や質問がありました。

全体としては1時間半程度の充実した会議となりました。報告は以上です。

## 委員

1月13日、日進市民会館にて学生書き初め展・児童画展を鑑賞しました。素晴らしい作品ばかりで大変楽しく拝見しました。会場で書道の指導者の方とお会いし情報交換を行いました。その中で市内には書道教室が2か所しかないことを知りました。指導する側だけでなく受講希望者も少なくなっており、書道文化の継承が難しくなっているとのことでした。指導者の方のお話をお聞きする中で、日本文化の一つである書道を末永く継承するための工夫が必要と感じました。

## 委員

1月13日、日進市民会館にて学生書き初め展・児童画展を鑑賞しました。絵画の指導者の方からお話をお聞きしましたが、1年間頑張って制作した作品の中から、最も良いものを選んで展示しているとのことでした。指導者の方からの説明を聞くことで、絵画の鑑賞だけでは知ることのできない作者の努力を知ることができました。一つの作品に込められた思いや努力を知るためにも、本人や指導者の方の説明の機会を設け、見学者に広く周知できると、展示会がさらに良くなるのではないかと感じました。

1月26日、日進市民会館にて伸びゆく子教育作品展を鑑賞しました。市内の各小学校の児童の作品が、会場いっぱいに表示されていました。どの作品も力作揃いで、子どもたちの一生懸命さが伝わる素晴らしい展示だと感じました。

## 委員

2月9日、東京都内で開催された令和5年度第6回市町村教育委員会研究協議会に出席しました。協議会は前半の行政説明、後半のテーマ別分科会の2部制で構成されていました。

行政説明では、初等中等教育施策の動向について説明があり、教育委員会の充実、教職員の働き方改革、不登校対策、いじめに関する課題及び部活動の地域移行に係る課題等について説明が行われました。

特に地方教育行政の充実についての説明では、教育委員会の活性化のためには、教育委員は教育分野の執行責任者として、大きな意思決定を担う立場を自覚する必要があるとの指摘がありました。また、教育委員会は事務局と一体化せず客観的な立場を保つ必要があるとの説明がありました。

GIGAスクール構想の推進については、国は基金等の活用により切れ目のない予算を確保して補助を行うので、各自治体の状況に応じて機器の更新を進めてほしいこと、デジタル教科書については使わせることが目的ではないため、紙とデジタルを併用する方針であることを教職員に伝えてほしい等の説明がありました。

また、教職員による性暴力等の対策については、わいせつ行為等を行った教職員を懲戒免職とした場合には教員免許状を失効させデータベース化することができるが、停職処分後に依願退職した場合には教員免許の失効やデータベース化ができず、再度教壇に立つ可能性があるため、各教育委員会においては再発防止を含めた厳正な判断をお願いしたいとのことでした。

後半の分科会では、いじめ対策、不登校支援に関するグループに参加し、茨城県東海村、東京都清瀬市、同稲城市、千葉県浦安市、沖縄県うるま市の教育委員と情報交換を行いました。どの自治体も、いじめや不登校に関するウェブアンケートの実施や校内フリースクールや支援教室を設置していることが分かりました。浦安市では、「いじめ教えてメール」を設置し、声を上げにくい当事者の代わりにクラスメート等が報告する環境整備を行っており印象的な取組と感じました。同取組は、児童生徒がいじめを自分の問題として捉え、自分の判断で行動できる心構えを育むことを目的としているとのことでした。うるま市では、校内フリースクールに教員免許等の資格がない支援員が配置されており、教職員の目線ではない感覚で児童生徒に寄り添う支援を行っている点で印象的と感じました。

分科会の最後に、各グループの検討内容の発表がありましたが、多くのグループから、どのような施策を実施するにしても予算の担保が不可欠であるとの指摘がありました。文部科学省の担当者からは、スクールソーシャルワーカー設置等の予算確保は積極的に行いたいと考えており、予算要求のエビデンスとなる不登校児童生徒の実数把握などの調査を行うので、各教育委員会においては調査への積極的な協力をお願いしたいとの発言がありました。

非常に充実した研修で全国の自治体の取組を知ることができましたので、今後の教育委員活動に生かしていきたいと考えます。

## 教育長

ほかに報告事項はございませんか。

(しばらく間があり) 次第3は以上です。

次に、次第の4、議事に入る前にお諮りします。

本日の議案第8号は、人事に関する案件となっており、会議規則第12条第1項に「人事に関する事件その他の事件のうち、教育長又は委員の発議により出席委員総数の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」また、同条第2項に「前項ただし書きの教育長又は委員の発議があったときは、討論を行わないでその可否を決しなければならない。」と規定されております。

つきましては、議案第8号を非公開とすることについて、私から発議し、併せて採決をいたします。

議案第8号「日進市教育委員会教育職任期付短時間勤務職員の令和6年度採用候補者の決定について」を非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、議案第8号を非公開とし、本日の会議の最後に審議いたします。

次第4、議事に入ります。

議案第3号「日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について」学校教育課から説明をお願いします。

## 学校教育課長

(資料に基づき説明)

## 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

## 委員

就学援助費の対象となる児童生徒の人数の把握はできていますか。

## 学校教育課長

現状では対象児童生徒はいない状況と考えられますが、今後1人から2人程度は必要となる可能性を考慮しております。

## 委員

就学援助費の支払いは、保護者に対して行うのでしょうか。使用目的を明確化するためにフリースクール等の団体へ直接支払いを行うことは検討していませんか。

## 学校教育課長

公の設置以外の教育関連団体等への支払いにつきましては、憲法の規定もあり困難と考えられますので、各団体への状況確認を行った上で保護者に対して支出することとしております。また、教育目的の援助費が生活保護等の収入認定とされないよう福祉部局と連携して対応しております。

## 教育長

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案 3 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第 3 号を承認とします。

次に、議案第 4 号「令和 5 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について」、学習政策課から順に説明をお願いします。

### 学習政策課長他

(資料に基づき説明)

### 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案 4 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第 4 号を承認とします。

次に、議案第 5 号「令和 6 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について」、生涯学習部長より説明をお願いします。

### 生涯学習部長

(資料に基づき説明・詳細については各担当課より説明)

### 学習政策課長他

(資料に基づき説明)

### 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

### 委員

一覧にある歳入額と歳出額には大きな差がありますが、日進市全体の予算と教育委員会の予算の違いということでしょうか。

### 学校教育部長

資料としてお出ししているものは、教育委員会に関するものになります。歳入予算につきましては、国、県からの補助金等や寄付金等の額となります。歳出につきましては、教育委員会が令和 6 年度中に必要とする額ですが、この表に示された歳出と歳入の差額が市が負担する金額となります。

### 委員

光熱水費が増額されていますが、支出を抑えるためにより安価な新電力等への切り替えなどの節約を行っていますか。光熱水費の負担増加により、他に必要な事業が行えなくなる懸念はありますか。

## 学校教育部長

市長部局、教育委員会が管轄する施設等の光熱水費がより安価となるように、市長部局の財政担当において安価な事業者の選定を行うなどの節約に努めております。ただし、国が推進するゼロカーボン等の施策等も考慮しつつ、各分野で調整しながら可能な限りの節約に努めているところです。

必要な事業につきましては予算の確保を行っておりますので、光熱水費の増加に伴って必要な事業の予算に影響を与えることはありません。

## 委員

学校訪問をした際に、施設の老朽化や改修の必要性を感じる場合があります。令和6年度については、前年度と比べて工事費等が少ないように思えますが、学校施設の修繕はある程度完了しているということでしょうか。

## 学習政策課長

学校施設の大規模な改修につきましては、特別教室の空調等の設置が今年度で終了することなどから予算が減額となっております。ただし、日々の修繕につきましては、学校等からの要望に対応できるよう例年同様に予算を確保しております。

## 委員

光熱水費に関連して質問しますが、小中学校のエアコンは基本的に28度設定になっています。電気料金の増減などを加味して、もう少し設定温度を下げても良いのではないかと思いますか。猛暑の日もありますので、一定温度の設定では児童生徒に負担が大きいかと思います。

## 学習政策課長

目安として28度に設定いただいているところですが、猛暑日もありますので学校の判断において児童生徒の学習環境に適した温度にいただいているところです。

## 委員

コロナ禍以降においても感染症予防は必要と考えますが、ある時間帯に一斉に窓を全開にして換気すると空調の効率が悪くなりますので、常に窓を少し開けて換気する方法など、学習環境の確保や経済性を考慮した方法について検討いただければと思います。

## 学習政策課長

効率的な換気については教育委員会としても研究しておりますので、学校へもお示ししていきたいと考えております。

## 委員



日進市は、学校への空調設置の対応が早かったと認識しています。これからも効率的な運用をお願いしたいと考えます。

### 教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案 5 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第 5 号を承認とします。

次に、議案第 6 号「令和 6 年度儀式等について」、学校教育課より説明をお願いします。

### 主任指導主事

(資料に基づき説明)

### 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案 6 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第 6 号を承認とします。

次に、議案第 7 号「学校休業日(令和 6 年度県民の日学校ホリデー)の指定について」、学校教育課より説明をお願いします。

### 主任指導主事

(資料に基づき説明)

### 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

### 教育長

今年度、初めて実施した取組ですが保護者の反応はどうでしたでしょうか。

### 主任指導主事

保護者からの大きな意見はありませんでしたが、各家庭の状況により感想は様々ではないかと思えます。児童生徒の学びの機会確保も各家庭で判断が異なると思えますが、比較的過ごしやすくなったという意見は聞いています。

学校現場におきましては、当日に行事を設定せず日直等を置かなくて良い日としたので、働き方改革の一つとなっていると考えています。ただし、児童生徒は登校しなくてよい日ではありますが、教職員の休業日とはされておらず、休暇取得の手続きを行う必要がありますので、学校現場での手続きや制度の在り方として今後検討すべき課題はあるかと考えております。

## 教育長

教職員は、夏休みなど長期の休みがある一方で、学級担任を受け持つと児童生徒のことを最優先に考える傾向があり、日常的には休暇の取得は他の業種と比較して難しい面があると考えます。教職員の感想を聞くと、学校ホリデー等に対応できるよう副担任や代理の教職員の配置といった希望があり、今後も検討していく必要があると感じました。

## 委員

保護者としての意見を言わせていただければ、該当日に必ずしも保護者が休みを取得できる訳ではないので、該当日に地域全体で子どもたちが参加できる行事を行っていただくことも一つの方法かと思います。家庭の状況も様々ですので、保護者の勤務体系に合わせた柔軟な対応も課題と感じました。

## 委員

愛知県全体として、金曜日に学校ホリデーを設けた自治体が多かったと思います。保護者も様々な職種、勤務体系がありますので、年度によって金曜日や月曜日に設定するといった柔軟な対応ができると良いと思います。

## 主任指導主事

月曜日は振替休日が多く、学校の時間割の都合上避けたいということもありますが、それ以上に、学校ホリデーの設定期間が中学生の進路決定の重要な時期であることが影響しています。この時期は高等学校の倍率が発表される時期であり、進路決定を行う時期ともなっています。年度により祝日や休日の状況が異なるため、児童生徒の学校生活や学校業務のバランスをとりつつ、児童生徒にも教職員にも最も適した日を選定する必要があります。すべての人に適した日の設定は困難ですが、該当日を早期に定めることで、児童生徒はもちろんのこと、保護者や教職員がスケジュールを調整しやすくなるようにしていきたいと考えております。

## 教育長

愛知県としては、時期を分散させたいとも考えているようですが、様々な状況を加味しつつ検討する必要があると考えます。

## 教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案7号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第7号を承認とします。

議案第8号は、本日の会議の最後に審議いたします。

## 教育長

次に、次第5、報告事項です。

教育長報告はありません。  
各所属から、事務局報告をお願いします。

#### **学習政策課長・学習政策課担当課長**

教育委員会の後援等名義使用等について  
令和5年度日進市教育委員会褒賞対象者について  
事業等報告について  
(各項目について説明)

#### **学び支援課長**

事業等報告について  
(各項目について説明)

#### **図書館**

事業等報告について  
(各項目について説明)

#### **学校教育課長**

事業等報告について  
(各項目について説明)

#### **学校給食課長**

事業等報告について  
(各項目について説明)

#### **教育長**

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

#### **教育長**

能登半島地震への募金については、児童生徒が自発的に行った取組であり、率先して取組んだ子ども達には大きな自信となったと思います。彼らの気持ちが被災地の人達の励みになることを願います。

#### **教育長**

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。  
(しばらく間があり) ほかにないようですので、報告事項は以上です。  
次に、次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。  
各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いします。

#### **教育長**

(しばらく間があり) 特にないようですので、教育委員会の行事予定は以上です。

次に、次第7その他として、お伝えすることや全体を通してご意見・ご質問等があればお願いします。

#### 教育長

では最後に、非公開としました議案第8号の議事を行います。傍聴者は退出をお願いします。

(傍聴者退室)

#### 教育長

それでは、再開します。議案第8号「日進市教育委員会教育職任期付短時間勤務職員の令和6年度採用候補者の決定について」、学習政策課担当課長より説明をお願いします。

#### 学習政策課担当課長

(資料に基づき説明 日進市教育委員会会議規則第12条第1項に基づく議決により非公開)

#### 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

#### 委員

(質疑・応答 日進市教育委員会会議規則第12条第1項に基づく議決により非公開)

#### 教育長

それでは、採決を行います。議案第8号に賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成) 議案第8号を承認とします。

以上で、本日本日予定しておりました内容はすべて終了しました。

次回は、令和6年3月定例教育委員会を、令和6年3月6日(水曜日)午後2時から、市役所本庁舎4階 第3会議室で開催します。

これをもちまして、令和6年2月定例教育委員会を閉会します。

# 議案第3号

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和6年2月14日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

## 1 提案理由

この案を提出するのは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本方針において、経済的に困窮した家庭を対象とし、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する支援が求められていることを受け、就学援助費の費目に不登校児童生徒の学習機会確保費を追加するためであります。

## 2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

## 3 主な内容

別表（第3条関係）に掲げる援助費目に「不登校児童生徒の学習機会確保費」を追加する。

## 4 施行期日

令和6年4月1日

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日  
 教委要綱第 号

日進市就学援助費事務取扱要綱(平成20年日進市教委要綱第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
費目	内容	支給対象者並びに対象児童及び生徒	支給時期	費目	内容	支給対象者並びに対象児童及び生徒	支給時期
略				略			
卒業アルバム費	小学校を卒業する児童又は中学校を卒業する生徒に対して、通常製作する卒業アルバムの購入費	準要保護者 小学校6年生及び中学校3年生	購入後	卒業アルバム費	小学校を卒業する児童又は中学校を卒業する生徒に対して、通常製作する卒業アルバムの購入費	準要保護者 小学校6年生及び中学校3年生	購入後
不登校児童生徒の学習機会確保費	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条第1項に規定する指導要録上出席と認定される教育(オンラインによる方法で実施するものを除く。)を継続的に行う団体等で学習する児童又は生徒の保護者が授業料として負担することとなる経費(月額上限は義務教育期間に支給される校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、修学旅行費、学校給食費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム費の	要保護者 準要保護者 小中学校 全学年 ただし、日進市立小中学校に在籍し、かつ、不登校児童生徒(不登校状況調査による。)に限る。	月ごと				

合計額相当分として 教育委員会が定めた 額を108で除した額)									
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○日進市就学援助費事務取扱要綱

平成20年4月1日

教委要綱第2号

日進市就学援助費事務取扱要綱(平成6年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、日進市が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、日進市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録(以下「住民登録」という。)され、学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者、日進市立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者又は日進市に住民登録され、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者(小学校の就学予定者に限る。以下「就学予定者」という。)の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものに就学援助を行うものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定による要保護者(以下「要保護者」という。)
- (2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者(以下「準要保護者」という。)

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) 日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号。以下「市税条例」という。)第26条の規定に基づく市民税の非課税
- (ウ) 市税条例第49条の規定に基づく市民税の減免
- (エ) 愛知県県税条例(昭和25年条例第24号)第42条の40の規定に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 市税条例第65条の規定に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国



民年金保険料の減免

(キ) 日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)第24条の2の規定に基づく国民健康保険税の減免

(ク) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 児童及び生徒の属する世帯全員の前年の収入額(総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額の合計から社会保険料、生命保険料、地震保険料、寡婦控除及びひとり親控除の金額を控除した額に12分の1を乗じて得た金額)が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。平成24年12月末日において適用されているものをいう。)に定める生活保護基準額を適用して算出した需要月額1.5倍未満の者

(ウ) その他経済的に困窮していると教育委員会が認めた者

(援助費目及び支給額)

第3条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者(以下「要保護者等」という。)として認定された者に対し、別表のとおり就学援助費を支給するものとし、支給額は予算の範囲内で、毎年度教育長が定める。

(援助費の申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする保護者(次項に規定する保護者を除く。)は、毎年度教育委員会が定める日までに就学援助費支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、第2条各号のいずれかに該当することを証明する書類(以下「証

明書等」という。)を添えて、教育委員会に提出するものとする。

- 2 新入学学用品費の支給を就学予定年度の前年度に受けようとする就学予定者の保護者は、新入学学用品費入学前支給申請書(第1号様式の2。以下「入学前支給申請書」という。)に証明書等を添えて、教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定により申請書を受理したときは、当該申請書及び証明書等の内容を審査し、要保護者等を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、申請書を提出した者の児童及び生徒が在学する学校の校長の申出により援助をすることが特に必要と認める場合は、準要保護者の認定をすることができる。
- 3 教育委員会は、前条第2項の規定により入学前支給申請書を受理したときは、当該入学前支給申請書及び証明書等の内容を審査し、準要保護者を認定する。
- 4 要保護者等の認定日は、申請書を受理した月の初日とする。ただし、前項の規定による場合の認定日は、入学前支給申請書を受理した年度の1月1日とする。
- 5 教育委員会は、転入学者又は災害等により年度の途中において要保護者等の認定を必要とする者からの申請書を受理したときは、速やかに当該申請書及び証明書等の内容を審査し、要保護者等の認定をするものとする。
- 6 教育委員会は、認定の際には必要に応じ申請書を提出した者の児童及び生徒が在学する学校の校長の意見に十分配慮するとともに、民生委員及び福祉事務所長の意見を求めることができる。
- 7 教育委員会は、区域外就学により通学している児童及び生徒の保護者から申請書を受理したときは、当該申請書及び証明書等の内容を審査し、住民登録地又は学校所在地を有する市町村の教育委員会と調整の上、認定するものとする。

(支給決定等の通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定により認定を行ったときはその結果を就学援助費支給決定通知書(第2号様式)又は就学援助費不支給決定通知書(第2号様式の2)により申請者に通知しなければならない。

- 2 教育委員会は、要保護者等の児童及び生徒(以下「要保護児童等」という。)の個人ごとの支給額(実施額を支給するものについては、限度額又は実施額)を決定した後、就学援助費支給計画通知書(第3号様式。以下「支給計画書」という。)を作成し、当

該要保護児童等の在学する学校の校長に通知するものとする。

(就学援助費の支給方法)

第7条 教育委員会は、就学援助費の必要な費目の支給について、要保護児童等の在学する学校の校長から所要額に関する調書の提出を受け、当該所要額に関する調書に基づき、要保護者等が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、要保護児童等の在学する学校の校長が保護者から受領等について委任を受けた場合、当該校長に支払うことができるものとする。

(認定の取消)

第8条 教育委員会は、要保護者等が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該事由が発生した日をもって認定を取り消すものとし、就学援助費支給事由消滅通知書(第4号様式)により当該要保護者等及びその要保護児童等の在学する学校の校長に通知しなければならない。

- (1) 要保護児童等が転出又は死亡したとき。
- (2) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請により就学援助費の支給を受けたとき。

(就学援助費の返還)

第9条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消した場合は、既に支給した就学援助費の全部又は一部を要保護者等から返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日教委要綱第3号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月15日教委要綱第6号)

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則(平成24年3月8日教委要綱第3号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月1日教委要綱第6号)

この要綱は、平成30年12月1日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則(令和元年9月19日教委要綱第11号)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和元年12月18日教委要綱第13号)

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

附 則(令和2年12月9日教委要綱第7号)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日教委要綱第8号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

費目	内容	支給対象者並びに 対象児童及び生徒	支給時期
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習教材を含む。)の購入費	準要保護者 小中学校全学年	各学期ごと
通学用品費	児童又は生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等)の購入費	準要保護者 小学校2～6年生及び中学校2～3年生	各学期ごと
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学の学料	準要保護者 小中学校全学年	実施後
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学の学料	準要保護者 実施学年	実施後

修学旅行費	修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金	要保護者 準要保護者 小学校6年生及び 中学校3年生	実施後
新入学児童生徒学用品費	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き等)の購入費	準要保護者 4月が認定月となった小中学校1年生	1学期のみ
		準要保護者 就学予定者	就学予定年度の 前年度
学校給食費	児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額	準要保護者 小中学校全学年 ただし、日進市立小中学校に在籍している児童及び生徒に限る。	給食実施月ごと
生徒会費	中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる額	準要保護者 中学校全学年 ただし、日進市立中学校に在籍している生徒に限る。	1学期のみ
PTA会費	小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる額	準要保護者 小中学校全学年 ただし、日進市立小中学校に在籍している児童及び生	1学期のみ

		徒に限る。	
卒業アルバム費	小学校を卒業する児童又は中学校を卒業する生徒に対して、通常製作する卒業アルバムの購入費	準要保護者 小学校6年生及び 中学校3年生	購入後
不登校児童生徒の学習機会確保費	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条第1項に規定する指導要録上出席と認定される教育(オンラインによる方法で実施するものを除く。)を継続的に行う団体等で学習する児童又は生徒の保護者が授業料として負担することとなる経費(月額上限は義務教育期間に支給される校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、修学旅行費、学校給食費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム費の合計額相当分として教育委員会が定めた額を108で除した額)	要保護者準要保護者 小中学校全学年 ただし、日進市立小中学校に在籍し、かつ、不登校児童生徒(不登校状況調査による。)に限る。	月ごと

年度 就学援助費支給申請書

日進市教育委員会 宛て

年 月 日

私は、就学援助費の支給を受けたいので、以下のことに同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

- 1 日進市教育委員会が私及び私の世帯全員の所得及び居住状況について、調査し、及び確認すること。
- 2 認定後は、就学援助費の請求事務を児童及び生徒が在学する学校の校長に委任すること。
- 3 就学援助費で支払いがなされる学校徴収金に未納が生じた場合、就学援助費の振込先を学校長口座に変更すること。
- 4 振込先を学校長口座に変更した後の就学援助費の請求・受領・返納に関する一切の権限を学校長に委任すること。
- 5 他市区町村に転出した場合に、日進市での就学援助費の受給状況について、日進市教育委員会が転出先市区町村の教育委員会に通知すること。
- 6 他市区町村から転入した場合に、日進市教育委員会が前住所地での就学援助費の受給状況について、調査し、及び確認すること。
- 7 中学校入学に際して、前年度の就学援助費のうち、新入学学用品費の受給状況について、日進市教育委員会が就学する中学校に引継ぎを行うこと。

申請者 (保護者)

保護者住所	〒 日進市		TEL		— —
住宅状況	持家・借家 (家賃月額 円)		ひとり親家庭等医療費受給の有無	有 ・ 無	
児童・生徒  学年は4月1日現在で記入してください。	学 校 名	学 年 ・ 組	生 年 月 日	氏 名	
	学校	年 組	・ ・		
	学校	年 組	・ ・		
	学校	年 組	・ ・		
世帯の状況  児童及び生徒以外の世帯全員を記入してください。	氏 名	申請者との続柄	生 年 月 日	職業・在学・在園名等	収 入
			・ ・		有 ・ 無
			・ ・		有 ・ 無
			・ ・		有 ・ 無
			・ ・		有 ・ 無
<p>&lt;申請理由&gt; (該当するものに○をつけてください。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法の規定による要保護者</li> <li>2 生活保護法に基づく保護の停止または廃止</li> <li>3 日進市税条例の規定に基づく市民税の非課税または減免</li> <li>4 日進市税条例の規定に基づく個人事業税または固定資産税の減免</li> <li>5 国民年金法の規定に基づく国民年金保険料の減免または日進市国民健康保険税条例の規定に基づく国民健康保険税減免</li> <li>6 児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の受給</li> <li>7 生活福祉資金貸付制度による貸付け</li> <li>8 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者</li> <li>9 その他 (上記8項目に該当しない場合、具体的に理由を記入してください。)</li> </ol>					
<p>&lt;振込先口座&gt; 就学援助費の支給決定がされた場合の支給方法を選択してください。</p> <p>1 下記口座に振り込みを希望 (新規・継続・変更)      2 学校長口座に振り込みを希望</p>					
金融機関コード		支店コード		口座種別	普通預金
金融機関名	銀行・農協 信用金庫		支店	口座番号 (右づめ)	
フリガナ 口座名義人					
※ 原則として学校給食費等引落口座を指定してください。					

年度 新入学学用品費入学前支給申請書

日進市教育委員会 宛て

年 月 日

私は、就学援助費のうち、年度就学予定者の新入学学用品費入学前支給を受けたいので、以下のことに同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

- 1 日進市教育委員会が私及び私の世帯全員の所得及び居住状況について、調査し、及び確認すること。
- 2 他市区町村に転出した場合に、日進市での新入学学用品費の受給状況について、日進市教育委員会が転出先市区町村に通知すること。
- 3 他市区町村から転入した場合に、日進市教育委員会が前住所地での新入学学用品費の受給状況について、調査し、及び確認すること。
- 4 小学校入学に際して、新入学学用品費の受給状況について、日進市教育委員会が就学校に引継ぎを行うこと。

申請者(保護者)

保護者住所	〒 日進市		TEL - -																				
住宅状況	持家・借家(家賃月額 円)	ひとり親家庭等医療費受給の有無	有・無																				
児童  年度 小学校就学予定者	就学予定学校名		生年月日	氏名																			
	小学校		・ ・																				
	小学校		・ ・																				
世帯の状況  上記対象児童以外の世帯全員を記入してください	氏名	申請者との続柄	生年月日	職業・在学・在園名等	収入																		
			・ ・		有・無																		
			・ ・		有・無																		
			・ ・		有・無																		
			・ ・		有・無																		
<p>&lt;申請理由&gt;(該当するものに○をつけてください)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法に基づく保護の停止または廃止</li> <li>2 日進市税条例の規定に基づく市民税の非課税または減免</li> <li>3 日進市税条例の規定に基づく個人事業税または固定資産税の減免</li> <li>4 国民年金法の規定に基づく国民年金保険料の減免または日進市国民健康保険税条例の規定に基づく国民健康保険税減免</li> <li>5 児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の受給</li> <li>6 生活福祉資金貸付制度による貸付け</li> <li>7 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者</li> <li>8 その他(上記8項目に該当しない場合、具体的に理由を記入してください。)</li> </ol>																							
<p>&lt;振込先口座&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>金融機関コード</td> <td></td> <td>支店コード</td> <td></td> <td>口座種別</td> <td>普通預金</td> </tr> <tr> <td>金融機関名</td> <td colspan="2">銀行・農協 信用金庫</td> <td>支店</td> <td>口座番号 (右づめ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ 口座名義人</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>						金融機関コード		支店コード		口座種別	普通預金	金融機関名	銀行・農協 信用金庫		支店	口座番号 (右づめ)		フリガナ 口座名義人					
金融機関コード		支店コード		口座種別	普通預金																		
金融機関名	銀行・農協 信用金庫		支店	口座番号 (右づめ)																			
フリガナ 口座名義人																							



第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

日進市教育委員会 印

就学援助費支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度の就学援助費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 対象児童生徒
- 2 審査結果
- 3 認定理由
- 4 認定年月日
- 5 就学援助対象額

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、教育委員会を被告として（訴訟において代表するものは、教育長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定を知った日の翌日から6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第2号様式の2（第6条関係）

年 月 日

様

日進市教育委員会 印

就学援助費不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度の就学援助費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 対象児童生徒
- 2 審査結果
- 3 不認定理由

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、教育委員会を被告として（訴訟において代表するものは、教育長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定を知った日の翌日から6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。



第4号様式(第8条関係)

年 月 日

様

日進市教育委員会 印

就学援助費支給事由消滅通知書

年度の就学援助費の支給について、下記のとおり支給事由が消滅しましたので、通知します。

記

1 対象児童生徒

2 消滅年月日 年 月 日

3 消滅理由

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、教育委員会を被告として(訴訟において代表するものは、教育長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定を知った日の翌日から6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第1号様式(第4条関係)

第1号様式の2(第4条関係)

第2号様式(第6条関係)

第2号様式の2(第6条関係)

第3号様式(第6条関係)

第4号様式(第8条関係)

## 議案第4号

令和5年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について

令和5年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について、別紙のとおり提出します。

令和6年2月14日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号及び第3条

3 提出予定議会

令和6年第1回日進市議会定例会

## 令和5年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

## 学習政策課

## 歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			

## 歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.1.2	教育委員会事務局総務事務		
	01 報酬	委員会の開催がなかったため -154,000円	-154
	小中学校適正規模等検討委員会委員		
	小中学校部活動地域移行検討委員会委員	委員会に欠席の委員がいたため -91,000円	-91
10.2.1	地域活動学校開放事業		
	12 委託料	開放回数が想定より少なかったため -600,000円	-600
	学校施設地域開放管理業務委託料		
10.3.1	小学校管理事業		
	13 使用料及び賃借料	入札により当初想定より大幅に安価となったため -24,320,000円	-24,320
	コンピュータ機器等借上料		
	小学校整備推進事業		
10.3.1	12 委託料	当初想定よりも安価となったため -400,000円	-400
	ICT整備委託料		
10.3.1	中学校管理事業		
	13 使用料及び賃借料	入札により当初想定より大幅に安価となったため -5,800,000円	-5,800
	コンピュータ機器等借上料		
歳出合計			-31,365

令和5年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学び支援課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
14. 1. 6	14 使用料及び手数料		
	教育使用料	レストランコーナーの閉店のため -214,910円	-215
	行政財産目的外使用料 スポーツセンター		
15. 4. 4	15 国庫支出金		
	教育費国庫交付金	交付対象面積減少のため -851,000円	-851
	防災・安全交付金		
16. 2. 8	16 県支出金		
	教育費県補助金	部活動地域移行実証事業の実施時期、実施内容が変更となつたため -77,000円	-77
	地域文化部活動推進事業		
21. 4. 1	21 諸収入		
	雑入	講座の受講者、開催数が見込みより少なくなったため -193,600円	-194
	社会教育講座受講料		
	スポーツ振興くじ助成金	助成額減額のため -197,680円	-198
歳入合計			-1,535

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10. 4. 1	社会教育推進事業		
	01 報酬	委員の委員会等への欠席・大会不参加による執行残 -91,000円	-91
	社会教育委員		
	青少年問題協議会委員	委員の協議会への欠席による執行残 -35,000円	-35
	10 需用費（印刷製本費）	他の事業と合わせて印刷したことによる執行残 -28,600円	-29
	印刷製本費		
	12 委託料	他の事業と合わせて委託したことによる執行残 -449,000円	-449
	青少年健全育成事業委託料		
生涯学習講座開催事業	07 報償費	講座の開催数が想定より少なかったことによる執行残 -1,082,993円	-1,083
	講師等謝礼		



10.4.1	生涯学習講座開催事業		
	10 需用費（消耗品費）	講座で教材を使用しなかったことによる執行残 -147,500円	-148
	消耗品費		
	10 需用費（印刷製本費）	他の事業と合わせて印刷したことによる執行残 -85,800円	-86
	印刷製本費		
	12 委託料	講座の開催数・委託料が想定より少なかったことによる執行残	-705
	講座委託料	-705,000円	
		委託料が想定より少なかったことによる執行残	-248
	印刷業務委託料	-248,000円	
	家庭教育推進事業		
	07 報償費	活動日数が想定より少なかったことによる執行残 -150,000円	-150
	地域学校協働活動推進員謝礼		
		部活動地域移行実証事業の実施時期、実施内容が変更となったことによる執行残	-789
	地域文化部活動推進事業謝礼	-789,000円	
	文化推進事業		
07 報償費	執行額確定のため -69,000円	-69	
文化推進事業入賞者副賞			
12 委託料	執行額確定のため -395,000円	-395	
文化祭委託料			
	執行額確定のため -62,000円	-62	
ヤングフェスタ委託料			
	執行見込額確定のため -39,852円	-39	
文化推進事業委託料			
10.4.2	生涯学習プラザ管理運営事業		
	12 委託料	燃料価格高騰に伴う指定管理者への財政的支援 610,996円	611
	生涯学習プラザ指定管理委託料		
	市民会館・ふれあい工房管理運営事業		
	12 委託料	燃料価格高騰に伴う指定管理者への財政的支援 14,062,825円	14,063
	市民会館・ふれあい工房指定管理委託料		
岩崎城・旧市川家住宅管理運営事業			
12 委託料	燃料価格高騰に伴う指定管理者への財政的支援 292,575円	293	
岩崎城・旧市川家住宅指定管理委託料			
10.4.4	文化財保護事業		
	12 委託料	調査予定物件がないため -55,000円	-55
	文化財関係物件調査委託料		

10.5.1	スポーツ大会等開催事業		
	12 委託料	仮設トイレ設置汲み取り撤去が不要となったため -91,000円	-91
	駅伝競走委託料		
	スポーツフェスタ委託料	スポーツ祭においてステージ設営を行わないため -388,000円	-388
	生涯スポーツ普及事業		
	08 旅費	宿泊費等の普通旅費の執行がなかったため -29,000円	-29
	普通旅費		
	10 需用費（消耗品費）	スポーツ推進委員貸与被服を最小限の購入としたため -133,000円	-133
	消耗品費		
18 負担金、補助及び交付金	郡市スポーツ推進委員連絡協議会負担金の徴収がなかったため		
	郡市スポーツ推進委員連絡協議会負担金 -191,000円		-191
10.5.2	総合運動公園等管理運営事業		
	12 委託料	燃料価格高騰に伴う指定管理者への財政的支援 5,014,586円	5,015
	総合運動公園等指定管理委託料		
	スポーツセンター管理運営事業		
	12 委託料	燃料価格高騰に伴う指定管理者への財政的支援及びスポーツセンター停電による補填 6,095,799円	6,096
	スポーツセンター指定管理委託料		
上納池スポーツ公園管理運営事業			
12 委託料	燃料価格高騰に伴う指定管理者への財政的支援 911,768円	912	
上納池スポーツ公園指定管理委託料			
歳 出 合 計			21,725

令和5年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学校教育課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.1.2	教育支援センター事業		
	01 報酬	指導員の号給が見込より少額であったため -399,000円	-399
	報酬（会計年度任用職員）		
	通学指導事業		
	03 職員手当等	満額支給となる交通指導員が当初の見込みより少なかったため -916,289円	-917
	期末手当（会計年度任用職員）		
10.2.2	小学校運営事業		
	11 役務費	口座振替データ伝送方式の変更に伴い、令和5年度の月間手数料を必要とする金融機関が見込より少なかったため -2,251,456円	-2,251
	口座振替手数料		
10.3.2	中学校運営事業		
	03 職員手当等	期末手当の執行見込額が確定したため -5,134,027円	-5,134
	期末手当（会計年度任用職員）		
	08 旅費	会計年度任用職員の通勤費の執行見込額が確定したため -736,100円	-737
	費用弁償（会計年度任用職員）		
	11 役務費	口座振替データ伝送方式の変更に伴い、令和5年度の月間手数料を必要とする金融機関が見込より少なかったため -1,110,372円	-1,110
	口座振替手数料		
歳出合計			-11,020

令和5年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学校給食課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.5.3	学校給食調理事業		
	01 報酬	会議開催回数変更のため -70,000円	-70
	給食センター運営委員会委員		
	18 負担金、補助及び交付金		
	愛豊学校給食連絡協議会負担金	総会での協議より年度途中で決定したため -5,000円	-5
	尾東地区学校給食センター連絡協議会負担金	総会での協議より年度途中で決定したため -3,000円	-3
	給食センター施設・設備維持管理事務		
	12 委託料	入札による執行残 -352,000円	-352
	厨房機器保守点検委託料		
	清掃業務等委託料	入札による執行残 -392,000円	-392
	建物等総合管理委託料	入札による執行残 -1,301,000円	-1,301
	給食センター施設・設備環境改善事業		
14 工事請負費	入札による執行残 -660,000円	-660	
プレハブ冷蔵庫ユニット更新工事			
洗濯室改修工事	入札による執行残 -52,800円	-52	
歳出合計			-2,835

## 議案第5号

令和6年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について

令和6年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について、別紙のとおり提出します。

令和6年2月14日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号及び第3条

3 提出予定議会

令和6年第1回日進市議会定例会

令和6年度 日進市一般会計(教育委員会所管分)当初予算要求 総括表

歳入

単位：千円

款	項	目	説明(事業名)	所管	令和6年度	令和5年度	R5-R6比	関係資料 ページ			
14款 使用料及び手数料	1項 使用料	6目 教育使用料	学校体育施設照明設備使用料	学び支援課	2,227	2,227	0	3			
			学校体育施設使用料	学び支援課	1,598	1,598	0	3			
			行政財産目的外使用料 生涯学習プラザ	学び支援課	9	17	-8	3			
			行政財産目的外使用料 岩崎城・旧市川家住宅	学び支援課	33	35	-2	3			
			行政財産目的外使用料 図書館	図書館	719	719	0	3			
			行政財産目的外使用料 市民会館・ふれあい工房	学び支援課	88	88	0	3			
			図書館会議室等使用料	図書館	658	652	6	3			
			行政財産目的外使用料 総合運動公園等	学び支援課	0	857	-857	-			
			都市公園使用料(社会教育使用料)	学び支援課	1	0	1	3			
			行政財産目的外使用料 東山グラウンド	学び支援課	22	0	22	3			
			行政財産目的外使用料 スポーツセンター	学び支援課	193	1,496	-1,303	3			
			行政財産目的外使用料 上納池スポーツ公園	学び支援課	0	11	-11	-			
			都市公園使用料(保健体育使用料)	学び支援課	845	0	845	3			
			特別支援教育就学奨励費	学校教育課	1,396	1,368	28	4			
			要保護児童生徒援助費	学校教育課	42	30	12	4			
			地域スポーツクラブ活動体制整備事業	学習政策課	450	0	450	4			
			文化活動地域移行推進事業	学習政策課	450	0	450	4			
			理科教育設備整備費等事業(小学校)	学校教育課	522	0	522	4			
			理科教育設備整備費等事業(中学校)	学校教育課	467	0	467	4			
15款 国庫支出金	4項 国庫交付金	3目 教育費国庫交付金	デジタル田園都市国家構想推進交付金(教育総務費)	学校教育課	11,833	0	11,833	5			
			学校施設環境改善交付金(社会教育)	学び支援課	0	30,458	-30,458	-			
			学校施設環境改善交付金(小学校)	学習政策課	21,383	83,383	-62,000	5			
			学校施設環境改善交付金(中学校)	学習政策課	32,247	49,226	-16,979	5			
			デジタル田園都市国家構想推進交付金(中学校)	学校教育課	1,550	0	1,550	5			
			防災・安全交付金(社会教育費)	学び支援課	7,716	0	7,716	5			
			防災・安全交付金(社会資本整備総合交付金)	学び支援課	0	1,287	-1,287	-			
			防災・安全交付金(保健体育費)	学び支援課	5,544	0	5,544	5			
			元気な愛知の市町村づくり事業	学校教育課	1,000	1,000	0	6			
			スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課	9,333	3,200	6,133	6			
			教育支援体制整備事業	学校教育課	6,641	5,345	1,296	6			
			地域学校協働活動推進事業(教育委員会所管分)	学び支援課	138	138	0	6			
			地域文化部活動推進事業	学び支援課	0	400	-400	-			
			学校基本調査事務	学習政策課	12	12	0	6			
			教育研究委託事業	学校教育課	180	180	0	6			
			文化財保護事務	学び支援課	35	27	8	7			
			学校教育法に基づく事務	学習政策課	10	10	0	7			
			16款 県支出金	2項 県補助金	8目 教育費県補助金	土地(教育委員会所管分)	学習政策課	67	67	0	7
						建物(教育委員会所管分)	学習政策課	105	105	0	7
図書館	717	717				0	7				
ふるさと納税(学校給食) 寄附金	学校給食課	3,000				0	3,000	8			
21款 諸収入	4項 雑入	1目 雑入				保険受入金	学習政策課	6	4	2	9
						学校給食課	1	1	0	9	
						学び支援課	11	11	0	9	
						小中学校太陽光発電売電収入	学習政策課	1	1	0	9
						複写手数料	学び支援課	1	1	0	9
						図書館	117	117	0	9	
						社会教育講座受講料	学び支援課	460	602	-142	9
						書籍頒価代金	学び支援課	60	60	0	9
						指定管理者等駐車場使用料	学校教育課	22	22	0	9
						学校給食課	482	482	0	9	
						学び支援課	1,005	1,005	0	9	
						図書館	783	783	0	9	
						スポーツ振興くじ助成金	学び支援課	930	954	-24	9
						美術展出品料	学び支援課	144	144	0	9
						日本スポーツ振興センター災害給付金	学校教育課	7,800	7,800	0	9
			学校給食費徴収金	学校給食課	459,280	460,923	-1,643	9			
			学校給食費徴収金滞納繰越分	学校給食課	1	1	0	9			
			公衆電話料	図書館	8	8	0	9			
			図書館資料弁償費	図書館	24	24	0	9			
部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	0	360	9						
雑入	学習政策課	1	1	0	9						
学校給食課	1	1	0	9							
学び支援課	1	1	0	9							
図書館	1	1	0	9							
					582,731	657,600	-74,869				

学習政策課	55,092	132,809	-77,717
学び支援課	21,061	41,417	-20,356
学校教育課	40,786	18,945	21,841
学校給食課	462,765	461,408	1,357
図書館	3,027	3,021	6

歳出

単位：千円

款	項	目	説明(事業名)	所管	令和6年度	令和5年度	R5-R6比	関係資料 ページ					
10款 教育費	1項 教育総務費	1目 教育委員会費	教育委員会事務	学習政策課	2,831	3,109	-278	10					
			人件費	260,496	196,897	63,599	11						
			教育委員会事務局総務事務	学習政策課	6,381	1,441	4,940	11					
			地域活動学校開放事業	学習政策課	1,262	1,262	0	11					
			高等学校等補助事業	学習政策課	7,572	8,108	-536	11					
			教育支援センター事業	学校教育課	8,315	4,867	3,448	11					
			健康診断事業	学校教育課	76,032	76,648	-616	12					
			通学指導事業	学校教育課	43,759	36,380	7,379	12					
			教職員研修事業	学校教育課	3,542	4,746	-1,204	12					
			教育振興推進事業	学校教育課	48,712	43,338	5,374	12					
			教職員研修強化事業	学校教育課	23,667	0	23,667	13					
			人件費	18,314	20,778	-2,464	13						
			小学校管理事業	学習政策課	520,764	723,976	-203,212	13					
			小学校整備推進事業	学習政策課	61,045	30,823	30,222	14					
			小学校運営事業	学校教育課	445,104	336,391	108,713	14					
			小学校就学支援事業	学校教育課	32,007	31,156	851	15					
			人件費	5,850	2,863	2,987	15						
			中学校管理事業	学習政策課	304,614	204,919	99,695	16					
			中学校整備推進事業	学習政策課	4,870	371,855	-366,985	16					
		中学校運営事業	学校教育課	150,697	145,079	5,618	17						
		中学校就学支援事業	学校教育課	32,697	31,981	716	17						
		人件費	164,134	141,917	22,217	18							
		社会教育推進事業	学び支援課	2,544	2,523	21	18						
		生涯学習講座開催事業	学び支援課	5,070	5,670	-600	18						
		家庭教育推進事業	学び支援課	9,895	10,991	-1,096	18						
		文化推進事業	学び支援課	8,066	7,875	191	18						
		生涯学習プラザ管理運営事業	学び支援課	15,834	15,724	110	19						
		市民会館・ふれあい工房管理運営事業	学び支援課	124,488	119,003	5,485	19						
		文化施設維持修繕事業	学び支援課	103,587	2,500	101,087	19						
		岩崎城・旧市川家住宅管理運営事業	学び支援課	46,883	45,602	1,281	19						
		文化施設環境改善事業	学び支援課	23,150	0	23,150	19						
		図書館管理事業	図書館	67,373	54,894	12,479	19						
		図書館運営事業	図書館	134,162	119,003	15,159	20						
		文化財保護費	学び支援課	3,485	3,595	-110	21						
		人件費	34,109	36,738	-2,629	22							
		5項 保健体育費	1目 保健体育総務費	1目 保健体育費	スポーツ大会等開催事業	学び支援課	3,003	3,076	-73	22			
					生涯スポーツ普及事業	学び支援課	10,809	10,793	16	22			
					総合運動公園等管理運営事業	学び支援課	67,654	67,653	1	23			
					スポーツセンター管理運営事業	学び支援課	82,532	82,511	21	23			
					上納池スポーツ公園管理運営事業	学び支援課	23,054	23,051	3	23			
					学校体育施設スポーツ開放事業	学び支援課	13,530	13,242	288	23			
					スポーツ施設維持修繕事業	学び支援課	10,339	142,790	-132,451	23			
					スポーツ施設環境改善事業	学び支援課	44,388	3,861	40,527	23			
					人件費	33,058	35,044	-1,986	23				
					学校給食調理事業	学校給食課	841,178	803,564	37,614	23			
					給食センター施設・設備維持管理事業	学校給食課	37,713	37,898	-185	24			
					給食センター施設・設備環境改善事業	学校給食課	68,794	17,343	51,451	24			
										4,037,363	4,083,478	-46,115	

学習政策課	909,339	1,345,493	-436,154
学び支援課	598,311	560,460	37,851
学校教育課	864,532	710,586	153,946
学校給食課	947,685	858,805	88,880
図書館	201,535	173,897	27,638
人件費	515,961	434,237	81,724

## 議案第6号

令和6年度儀式等について

令和6年度儀式等について、別紙のとおり提出します。

令和6年2月14日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

### 1 提案理由

この案を提出するのは、令和6年度儀式等を決定するに当たり、議決をいただく必要があるからであります。

### 2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第13号及び第3条

## 令和6年度 儀式等について

儀 式		小学校	中学校
1 学期	入学式	4月 4日 (木)	4月 5日 (金)
	始業式	4月 5日 (金)	4月 5日 (金)
	終業式	7月19日 (金)	7月19日 (金)
2 学期	始業式	9月 2日 (月)	9月 2日 (月)
	終業式	12月23日 (月)	12月23日 (月)
3 学期	始業式	1月 7日 (火)	1月 7日 (火)
	卒業式	3月19日 (水)	3月 7日 (金)
	修了式	3月24日 (月)	3月24日 (月)



# 議案第7号

学校休業日（令和6年度県民の日学校ホリデー）の指定について

学校休業日（令和6年度県民の日学校ホリデー）の指定について、次のとおり提出します。

令和6年2月14日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

## 1 提案理由

この案を提出するのは、令和5年度から、愛知県において「県民の日学校ホリデー」が導入されたことに伴い、日進市立学校管理規則第3条第7号に基づき日進市立小学校及び中学校の休業日として指定するため、議決をいただく必要があるからであります。

## 2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第13号及び第3条

## 3 休業日

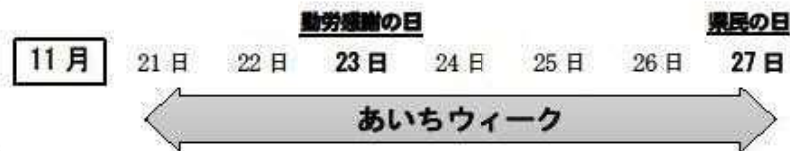
令和6年11月22日（金）

## 「県民の日学校ホリデー」について

## 1 「県民の日学校ホリデー」

「あいち県民の日」(11月27日) 2023年度から  
郷土への愛着や誇りを醸成し、新たな「あいち」を築き上げることを期する日

「あいちウィーク」  
11月21日から27日までの1週間。「あいち県民の日」にふさわしい事業を行う



「県民の日学校ホリデー」  
愛知県内の公立学校(小・中学校、高等学校、特別支援学校)は、「あいちウィーク」期間中の1日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、休業日とする。

- 「県民の日学校ホリデー」は、学校教育法施行令第29条の「体験的学習活動等休業日」とする。
- 「県民の日学校ホリデー」にあわせて、保護者が子どもたちと一緒に過ごせるよう有給休暇取得を促すが、有給休暇を取得できない家庭に配慮し、児童クラブなどの居場所づくりにも努める。また、教職員の有給休暇の取得も促す。

県民の日に学校を休業日とする県は、東海以西では愛知県が初

※ 学校教育法施行令(学期及び休業日)  
第二十九条 公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(「体験的学習活動等休業日」)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。

## 2 体験的学習活動等休業日

「体験的学習活動等休業日」とは、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日。

【導入の趣旨】

- ・ 子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通じて、愛知への愛着と県民としての誇りをもつ環境の醸成
- ・ 保護者の有給休暇の取得を促進

## 3 学校の対応

## 県立学校

- 休業日を定める愛知県立高等学校学則及び愛知県立特別支援学校学則を改正

※ 愛知県立高等学校学則(教育委員会規則)  
(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 あいち県民の日条例(令和四年愛知県条例第〇号)に規定する十一月二十一日から同月二十七日までの間において校長が定める日
- 四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで
- 五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで
- 六 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで

2 愛知県教育委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日以外の日を臨時に授業を行わない日とすることができる。

## 市町村立学校

- 県教育委員会から、市町村教育委員会に対して、「あいちウィーク」期間中に学校休業日(「県民の日学校ホリデー」)を設けるよう依頼

## 【留意事項】

- ・ 家族(親子、兄弟姉妹等)がともに過ごすことが大切であるため、中学校区単位以上で同一地域の小・中学校の休業日が同一の日となるよう配慮

※ 市町村立学校管理規則(例 尾張地区の市)  
(学期及び休業日) 第6条(略)

2 学校教育法施行令第29条に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 学年始 4月1日から入学式の前日まで
- (2) 夏季 7月21日から8月31日までの間において教育委員会が定める期間
- (3) 冬季 12月24日から翌年1月6日までの間において教育委員会が定める期間
- (4) 学年末 3月25日から同月31日までの間において教育委員会が定める期間
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める日



## 後援等名義使用実績報告一覧

教育委員会の後援名義の使用実績について報告します。

(実績報告受付期間 令和5年12月21日から令和6年1月29日まで)

No	実績 受付日	事業名	実績報告者	実施日	参加者数	新規 申請
1	2023/12/21	こどもの未来応援講座	一般社団法人 おやこラボ 会長 小原 茉奈	2023/12/14 、12/21	23名	
2	2023/12/21	第10回全尾張軟式野球 大会 (中学の部)	愛知県軟式野球連盟尾張連 合会 会長 竹中 保雄	2023/11/25 ～2023/12/9	約1,000名	
3	2023/12/21	国際交流&イングリッ シュキャンプ	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹	2023/9/2～ 2023/12/3	239名	
4	2023/12/22	おみせやさんごっこ はたらくってな～に？	愛知キッズマネースクール かぞく校 代表 本田 篤洋	2023/9/18、 9/24	105名	○
5	2023/12/25	第8回愛知池ハーフマラ ソン&ファミリーラン大 会	特定非営利活動法人スポー ツ&トレーニング・プロ モーション協会 理事長 伊藤 大介	2023/12/3	655名	
6	2023/12/27	つながる子育て交流会	フリースクール ハーベス ト 代表理事 石橋 晃	2023/12/15	7名	○
7	2023/12/27	第37回定期演奏会	名古屋商科大学吹奏楽部シ ンフォニックアンサンブル 主将 辻村 乃愛	2023/12/21	出演者 51名 入場者 271名	
8	2023/12/28	令和5年度明るい選挙啓 発ポスターコンクールの 作品募集	日進市選挙管理委員会 委員長 星野 恵美子	2023/5/8～ 2023/12/1	14名	
9	2024/1/9	第14回「はたらく人に ありがとう」メッセー ジ	東海労働金庫名古屋みどり 支店 支店長 柴山 和之	2023/7/1～ 2023/9/30	1,952通 (応募総 数)	
10	2024/1/9	笑顔つながる ユニセ フあいち in 日進市	愛知県ユニセフ協会 事務局長 平光 佐知子	2023/12/16	約250名	○



## 令和5年度 日進市教育委員会褒賞 表彰対象者

褒章審査会実施日： 令和6年1月24日（水）

No.	氏名及び所属団体	功 績	該当条項
R05-01	東小学校 (5年) アキハ マヒロ 穂葉 麻寛	チアダンス団体、L'eclat（レクラ）に所属し、ALL JAPAN CHEER DANCE CHAMPIONSHIP 2023 決勝大会（第23回全日本チアダンス選手権大会・第21回全日本学生チアダンス選手権大会）の Youth編成 Pom部門 Small Bで3位となった。	内規第3条第1号(ア) 全国的な大会、コンクール等で、第1位から第3位までに入賞したもの又は同等の成績を収めたもの
R05-02	日進北中学校 (3年) ハバ タイガ 馬場 大河	令和5年7月から8月にかけて開催された中小学校体育連盟主催の総合体育大会に参加し、愛日地区大会、県大会、東海大会を勝ち進み、全国大会で2位に入賞した。（体操個人総合）  ・愛日地区大会 1位 ・県大会 3位 ・東海大会 2位	内規第3条第1号(ア) 全国的な大会、コンクール等で、第1位から第3位までに入賞したもの又は同等の成績を収めたもの
R05-03	イガミ シンゴ 池上 新吾	平成23年度より、東学区家庭教育推進委員会の委員長を12年間務めた。 委員長として、災害時の避難生活を想定した防災イベント「学校に泊まろう」、愛知池でクイズやゲームを通して親子のふれあいを深める「ふれあいウォーキング」、相野山学区・梨の木学区家庭教育推進委員会との合同イベント「天白川源流コンサート」を開催した。 長年、企画運営に携わり、親子のふれあいと地域交流を推進した。また、アンケート調査による地域住民の意向調査、地域住民への活動PRや活動報告を行う地域広報誌の発行などを行うことで、地域の家庭教育の推進に尽力した。	内規第3条第2号(イ) 社会教育において、その功績が顕著であるもの
R05-04	日進中学校 吹奏楽部	吹奏楽コンクールで優秀な成績を収めるとともに、日進いきいきクラブ「第18回福祉交流大会」や家庭教育推進委員会「天白川夏の音楽会」等で演奏を披露するなど、地域のさまざまな要請に応えながら活発に活動した。  ・全日本吹奏楽コンクール 銅賞 ・東海吹奏楽コンクール 金賞	内規第3条第1号(ア) 全国的な大会、コンクール等で、第1位から第3位までに入賞したもの又は同等の成績を収めたもの

## 2月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学習政策課

1月19日（金） 令和5年度愛知地区教育委員会連絡会 全体連絡会議
愛知地区教育委員会連絡会全体連絡会議を日進市民会館で開催しました。 愛知地区の教育長及び教育委員16名が参加され、「いじめ対策・不登校支援について」、「部活動の在り方を含めた学校における働き方改革について」の2テーマについて、意見交換を行いました。
1月21日（日） 日進市教育委員会教育職任期付短時間勤務職員採用試験
市内の小中学校に通う児童生徒が自らの力を発揮できるよう支援するための体制及び教育相談の体制の充実を図ることを目的として、新たに設置を予定する中学校の校内ハートフレンド等で勤務する教育職任期付短時間勤務職員の採用試験を実施しました。
月 日（ ）
月 日（ ）
月 日（ ）
月 日（ ）

2月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学び支援課

<p>1月14日(日) 親子ふれあい講座「紙コップで建物やまちをつくろう！」 キャリア教育講座「紙コップでまちづくり～建築士の仕事を知ろう!～」</p>
<p>市民会館ホワイエにおいて、愛知建築士会名古屋名東支部地域貢献委員会の協力により、家庭教育推進や子どもたちのキャリア教育のための講座を開催しました。親子ふれあい講座では、小学校1年生から3年生までの児童とその保護者が、親子で協力して大量の紙コップを積んで「建物」や「まち」をつくりました。また、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象としたキャリア教育講座では、建築士の仕事や、造形の楽しさや美しさなど、現役の建築士から話を聞くことができる貴重な時間となりました。</p>



2月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 図書館

1月 14日(日)	人形劇がやってくる!
<p>人形劇団あつけらかん♪による人形劇「しょうぼうじどうしゃじふた」「タマゴたまごがぱちんとわれて」を開催しました。人形劇の原作となった絵本の紹介をし、読書の習慣を育てたいという上演の目的が伝わり、公演後には、児童コーナーに多くの参加者の姿がありました。 参加者：未就学児を含む親子25組77名 図書館視聴覚ホール 午後2時～</p>	
2月 2日(金)から	能登半島震災により避難された方への利用者カード発行
<p>今回の被害により日進市内や近隣地域に避難された皆様に、利用者カードを発行し図書館資料の貸出等を行います。 避難対象地域：日進市、名古屋市、豊田市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、みよし市、長久手市、東郷町</p>	
月 日( )	
月 日( )	
月 日( )	
月 日( )	

2月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学校教育課

<p>1月19日（金）教育DX推進自治体表彰2023</p>
<p>学習用タブレットをいじめSOS、学校電子図書館、WebQ-U、おうちタブレットデー等、授業以外でも活用している点が、教育現場におけるDX推進のモデルケースとなるとして、東京都立産業貿易センター浜松町館にて表彰を受けました。 主催：一般社団法人ICTコネクト21</p>
<p>1月25日（木）～2月1日（木） 伸びゆく子教育作品展</p>
<p>市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が製作した絵画、工作、書写などの作品を市民会館ライトコートに展示しました。</p>
<p>2月13日（火） 能登半島地震災害義援金義援金の引き渡し及び活動報告会</p>
<p>能登半島地震の被災地を支援するため市内小中学校で募金活動を行いました。各校代表の児童生徒が市役所を訪れ、募金活動について報告するとともに、集まった募金（2,503,194円）を市長に手渡しました。 各学校で集めた募金は、日進市から日本赤十字社へ送金され、被災地の方々の生活支援のために使われます。</p>
<p>月 日（ ）</p>
<p>月 日（ ）</p>



# 教育委員会行事予定表

令和6年2月15日(木)から令和6年3月6日(水)まで

日程		行事内容	所管課
2月15日	木	【レク協】タスポニー体験の日 13:00～15:00 スポーツセンター	(学び支援課)
2月16日	金	名古屋学芸大学連携講座 誰かに伝えたい、健康長寿の話 10:00～11:30 市民会館 科学絵本も読み聞かせで楽しみましょう～めぐる季節を感じながら～ 10:00～ 視聴覚ホール	学び支援課 図書館
2月17日	土	名古屋学芸大学連携講座 再考・映像を見ることについて ～見上げるスクリーンから、手の中のスマートフォンまで～ 10:30～12:00 市民会館 愛知県立芸術大学連携講座 芸術大学de版画体験講座 10:00～16:00 愛知県立芸術大学 福井県交流野球大会 9:00～ 総合運動公園 【レク協】レク協まつり～室内ペタンクミニ大会～ 9:00～12:00 スポーツセンター	学び支援課 学び支援課 (学び支援課) (学び支援課)
2月18日	日	第7回愛知池駅伝大会 愛知池周回コース 第28回グリーンカップビーチボール大会 9:00～ スポーツセンター 日進少年剣道クラブ剣道体験教室 9:30～ スポーツセンター	学び支援課 (学び支援課) (学び支援課)
2月19日	月		
2月20日	火	第3回日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会 15:00～ 中央福祉センター	学習政策課
2月21日	水	第3回図書館協議会 13:30～ 図書館2階大会議室	図書館
2月22日	木		
2月23日	金	ミラクルひかる×ほいけんた 爆笑ものまねライブ 15:00～ 市民会館	学び支援課
2月24日	土	落語で楽しむ図書館 14:00～ 視聴覚ホール 子ども大学にっしん(愛知学院大学)「カルシウムをとるための料理」10:00～12:00 ひなまつりコンサート【雅楽】 10:00～10:30 旧市川家住宅	図書館 学び支援課 (学び支援課)
2月25日	日	ひなまつりコンサート【箏・尺八】 14:00～14:45 旧市川家住宅	(学び支援課)
2月26日	月	市議会3月定例会 開会	
2月27日	火	名古屋学芸大学連携講座 とっても怖い歯周病 ～歯周病のこと、よく知っていますか?～ 10:00～11:30 市民会館	学び支援課
2月28日	水	名城大学連携講座 食と健康(全3回の1回目) 10:00～11:30 市民会館	学び支援課

# 教育委員会行事予定表

令和6年2月15日(木)から令和6年3月6日(水)まで

日程		行事内容	所管課
2月29日	木	市議会3月定例会 本会議①	
3月1日	金	市議会3月定例会 本会議②	
3月2日	土		
3月3日	日	南こうせつコンサートツアー2024～夜明けの風～ 16:00～ 市民会館	学び支援課
3月4日	月	市議会3月定例会 本会議③	
3月5日	火	市議会3月定例会 本会議④ 名古屋学芸大学連携講座 いつから始める？認知症予防 10:00～11:30 市民会館	学び支援課
3月6日	水	3月定例教育委員会 14:00～ 第3会議室 中学校卒業式	学習政策課 学校教育課